検察と冤罪

2012年5月15日

発表者:黒川峻佑

- I.はじめに
- Ⅱ.検察官について
- Ⅲ.冤罪について
- IV.検察審査会制度
- V.おわりに

I.はじめに

「検察は、国家社会の治安維持に任ずることを目的とし、検察権の行使に当たって、常に不偏不党・厳正公平を旨とし、また、事件処理の過程において人権を尊重すべきことを基本としています」これは検察庁の HP に記されている一文であり、検察の原則を述べているものである。この文章を読むと、検察とは日本においてまさしく、公の守護者であり正義の執行者だと言って差し支えないだろう。事実、日本において検察が有する権限は非常に大きい。それはしばしば起訴独占主義とか国家訴追主義という言葉で表されるものである。

しかし 2010 年に起きた衝撃的な事件によって、検察のあり方に大きな疑問と危機感が 生まれた。大阪地検特捜部の主任検事による証拠改ざん事件だ。検察の持つ秩序を守るた めの絶大なる権限が、無実の人間を陥れるために使われたとも言い得る事件である。日本 社会に大きな影響を及ぼしたこの事件を契機に、過去の冤罪事件を振り返りつつ、検察と いう組織が抱える問題点を検討していきたいと思う。

Ⅱ.検察官について

Ⅱ-Ⅰ.職務

- ・刑事事件において捜査、起訴を行う
- ・起訴した事件の公判を行う
- ・裁判の執行を指揮監督する
- ・公益の代表者として事務を行う

- ・独自捜査を行う
- ・国際調査を行う

Ⅱ-Ⅱ.権限

- ・公訴権の独占
- 起訴便宜主義
- 捜査権

Ⅲ.冤罪について

Ⅲ-I.冤罪の概要

- ・警察による不当な逮捕
- ・検察による不当な逮捕、起訴
- ・裁判官による誤った判決

Ⅲ-Ⅱ.冤罪事件に対する考察

Ⅲ-Ⅱ-a.松山事件

- ・1955年、宮城県の農家が全焼し一家4人の死体発見
- ・被害者には外傷が見つかり殺人・放火事件として捜査開始
- ・同年12月2日、斉藤幸夫氏を逮捕し身柄拘束
- ・同月8日、強盗殺人・放火容疑で斉藤幸夫氏を逮捕
- ・同月30日、斉藤幸夫氏を起訴
- ・第1審で死刑判決、高裁で控訴棄却、最高裁で上告棄却により死刑確定
- ・第2次再審請求が認められ再審開始
- ・1984年の再審公判により無罪判決

Ⅲ-Ⅱ-a.問題点

- ・警察による違法な取り調べ、自白の強要
- ・警察スパイの存在
- ・最良証拠主義による検察の証拠隠し

Ⅲ-Ⅱ-b.大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件

- ・2010年、郵便不正事件の捜査主任であった前田恒彦氏を証拠隠容疑で逮捕
- ・同時に前田恒彦氏の上司である大坪弘道氏と佐賀元明氏を犯人隠避容疑で逮捕

- ・2011年前田恒彦氏に懲役1年6か月の実刑判決
- ・大坪弘道氏、佐賀元明氏に懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決

Ⅲ-Ⅱ-b.問題点

- ・検察によるでっち上げ、ねつ造
- ・検察の違法な取り調べ
- ・検察が組織ぐるみで行った身内の罪隠し
- ・世の中に与えた影響の大きさ

IV.検察審査会制度

IV-I.概要

- ・1948年に開始、検察の起訴が妥当なものかどうかを審査する機関
- ・検察が不起訴とした事件について、「不起訴不当」または「起訴相当」の議決を下す
- ・公権力の行使に民意を反映させてその適正を図る、という趣旨を有す
- ・無作為に選ばれた有権者 11 人で構成する
- ・2009年の法改正により法的拘束力を有する制度となる

IV−**II**.メリット

- ・不起訴となった事案の被害者救済につながる
- ・検察の起訴便宜主義をけん制する
- ・国民の司法への関心を高める

Ⅳ-Ⅲ.デメリット

- ・民意の反映がポピュリズムに繋がる恐れがある
- ・機関の権限強化が新たな冤罪を生む
- ・冤罪だった場合の責任の所在があいまいになる

V.おわりに

今回の勉強会では検察が生み出した冤罪事件を基として、日本の法曹界の一角をなす検察という組織のあり方について考えたいという思いからテーマを選択した。しかしながら私の力の無さで、具体的な冤罪事件に関して2例のみを取り上げることとなってしまったことをお詫びしたいと思う。実際はまだまだ多くの方々が冤罪に苦しめられているし、しかし検察の方々としても日々、様々な犯罪と戦っておられる。そのような状況において、

僭越ではあるが、ここで私見を述べさせていただきたいと思う。

まず私が最も主張したいことは冤罪事件の悲惨さである。私は冤罪について、被害者や被害者遺族はもちろんのこと、冤罪の疑いをかけられた者とその遺族、さらには検察官自身までも関わる人間すべてを不幸に陥れるものであると考える。なんとしても無くすべきものであることに疑いは無いが、人が人を裁くという現状においてその根絶は不可能だと言えるだろう。しかしせめて冤罪の数は減少させていくべきである。そのためには検察の違法な取り調べに対して、国民がもっと目を光らせる必要があるのではないだろうか。国民は冤罪を運の悪い他人に起こったことだと考えるのではなく、自分自身にも起こり得る問題だとして認識する必要がある。それが広がり、浸透していけば、冤罪の温床ともいえる違法な取り調べに関しての法整備が推し進められること等にも繋がるだろう。これは検察審査会制度の趣旨にもある「公権力の行使に民意を」というものに近いものであるかもしれない。しかし、検察審査会制度は不起訴になった事案のみを対象にするものなので冤罪防止には繋がらない。むしろ新たな冤罪を生み出す可能性のあるものだとして反対の立場であることを示しておきたい。

最後に論点を列挙する。議論の参考になれば幸いである。

- ・検察の権限を維持するか、強化するか、弱化するか
- ・検察の取り調べや証拠等を可視化するべきか
- ・検察審査会制度は存置すべきか、廃止すべきか

<参考文献>

粟野仁雄(2010)『検察に、殺される』ベスト新書。

小田中聰樹(1993)『冤罪はこうして作られる』講談社現代新書。

郷原信郎(2009)『検察の正義』ちくま新書。

但木敬一(2009)『司法改革の時代 検事総長が語る検察40年』中公新書。

三井環(2010)『「権力」に操られる検察』双葉新書。

<参考 URL>

検察庁ホームページ (http://www.kensatsu.go.jp/)

裁判所ホームページ (http://www.courts.go.jp/)